

24 豊都都発第 5 2 5 号

平成25年3月29日

日本イコモス国内委員会

委員長 西村 幸夫 様

豊島区都市整備部

都市計画課長 奥島 正信

〈公印省略〉

富士見坂からの眺望保全に関する報告依頼について回答

日頃より、豊島区政にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

平成25年3月22日付でいただきました富士見坂からの眺望保全に関する報告依頼について次のとおりお答えいたします。

豊島区では、日暮里富士見坂から富士山の眺望ライン上に豊島区高田の一部が該当しています。

該当範囲は、神田川の沿川、標高が8m程度の低地であり、該当範囲のほとんどの部分に、地区計画（地区計画名称：環状4号線周辺地区地区計画）が定められています。

この地区計画では、建築物の最高高さを22m及び19mに制限しています。

また、地区計画の範囲外は、用途地域が第一種住居地域で容積率は300%、日影規制も指定されており、地区の現状は、ほとんどの宅地が細街路に面していることから、高層の建物を建築できる状況ではないと考えております。

したがって、地区計画の制限と地勢条件と合わせて、新たな眺望保全の取り組みをせずとも、豊島区内に富士見坂から富士山の眺望を阻害する高い建物が建築される可能性は低いと考えております。

なお、眺望保全等のガイドライン等が作成できれば、関係者に対する、周知に努めてまいります。

《お問い合わせ先》

豊島区都市整備部都市計画課街並み景観グループ

〒170-8422 東京都豊島区東池袋1-18-1

TEL03-3981-2462(直通)